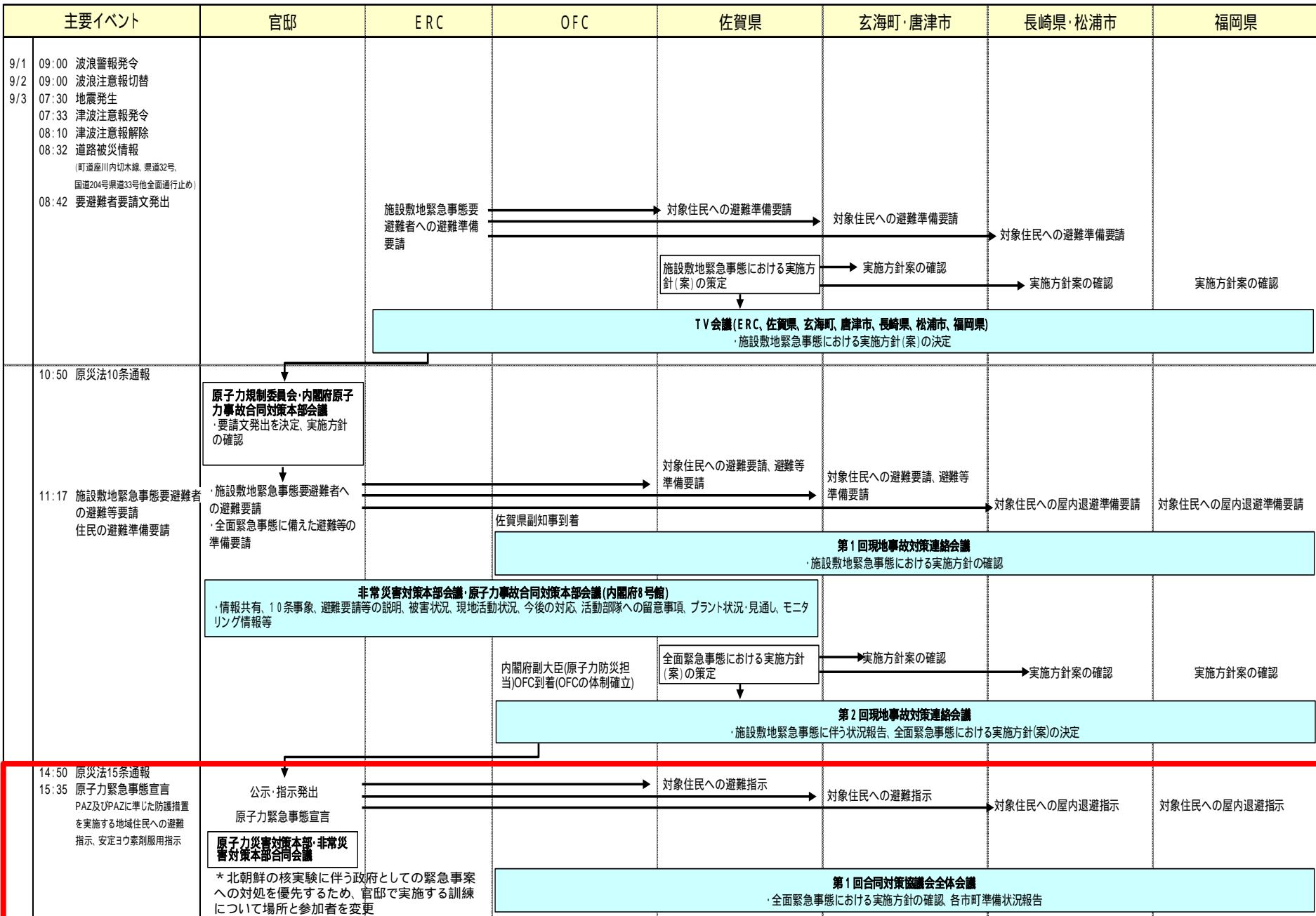


住民避難に係る意思決定の流れ(全面緊急事態)

資料30



避難の対象となる住民への措置(佐賀県)

九州電力株式会社玄海原子力発電所のPAZにおける、全ての住民を対象に避難を実施。
(対象：2市町 7,447人)

< 避難に際しての基本的考え方 >

9月3日7時30分に佐賀県北部にて地震が発生。地震被害からの安全確保を優先し、安全が確保された場合にのみ防護措置を実施。

【玄海町】

- 1 PAZ内の住民は、佐賀県小城市内の避難先施設(8施設)へ避難を実施。避難は原則自家用車とし、困難な場合はバスを使用。
- 1 安定ヨウ素剤を携行していない者に対しては緊急配布場所(集合場所)において緊急配布を実施。
- 1 社会福祉施設入所者、在宅の避難行動要支援者のうち、無理に避難すると健康リスクが高まる要配慮者は、引き続き放射線防護対策を講じた屋内退避施設「玄海園」及び「ひぜん荘」において、避難に必要な準備が整うまで屋内退避を実施。なお、避難をする際には、安定ヨウ素剤の服用指示に従い、計画に定められた社会福祉施設や福祉避難所へ避難を実施。避難にはバス及び福祉車両を使用。

【唐津市】

- Ⅰ P A Z内の住民は、佐賀県白石町内の避難先施設（7施設）、佐賀県江北町内の避難先（3施設）へ避難を実施。避難は原則自家用車とし、自家用車避難が困難な場合はバスを使用。
- Ⅰ 安定ヨウ素剤を携行していない者に対しては緊急配布場所（集合場所等）において緊急配布を実施。
- Ⅰ 社会福祉施設入所者、在宅の避難行動要支援者のうち、無理に避難すると健康リスクが高まる要配慮者は、引き続き放射線防護対策を講じた屋内退避施設「宝寿荘」、「ちんぜい荘」及び「ひぜん荘」において、避難に必要な準備が整うまで屋内退避を実施。なお、避難をする際には、安定ヨウ素剤の服用指示に従い、計画に定められた社会福祉施設へ避難を実施。避難にはバス及び福祉車両を使用。

伊万里市については、P A Z内に住民なし。

屋内退避の対象となる住民への措置

- Ⅰ 九州電力株式会社玄海発電所のU P Zにおける玄海町・唐津市・伊万里市の住民は、屋内退避を実施。（対象者数 179,503人）

全面緊急事態における避難の実施方針(佐賀県)

資料32-1

佐賀県玄海町及び唐津市内のPAZ内の一般住民は、陸路にて避難先(玄海町は小城市、唐津市は江北町及び白石町)へ避難。

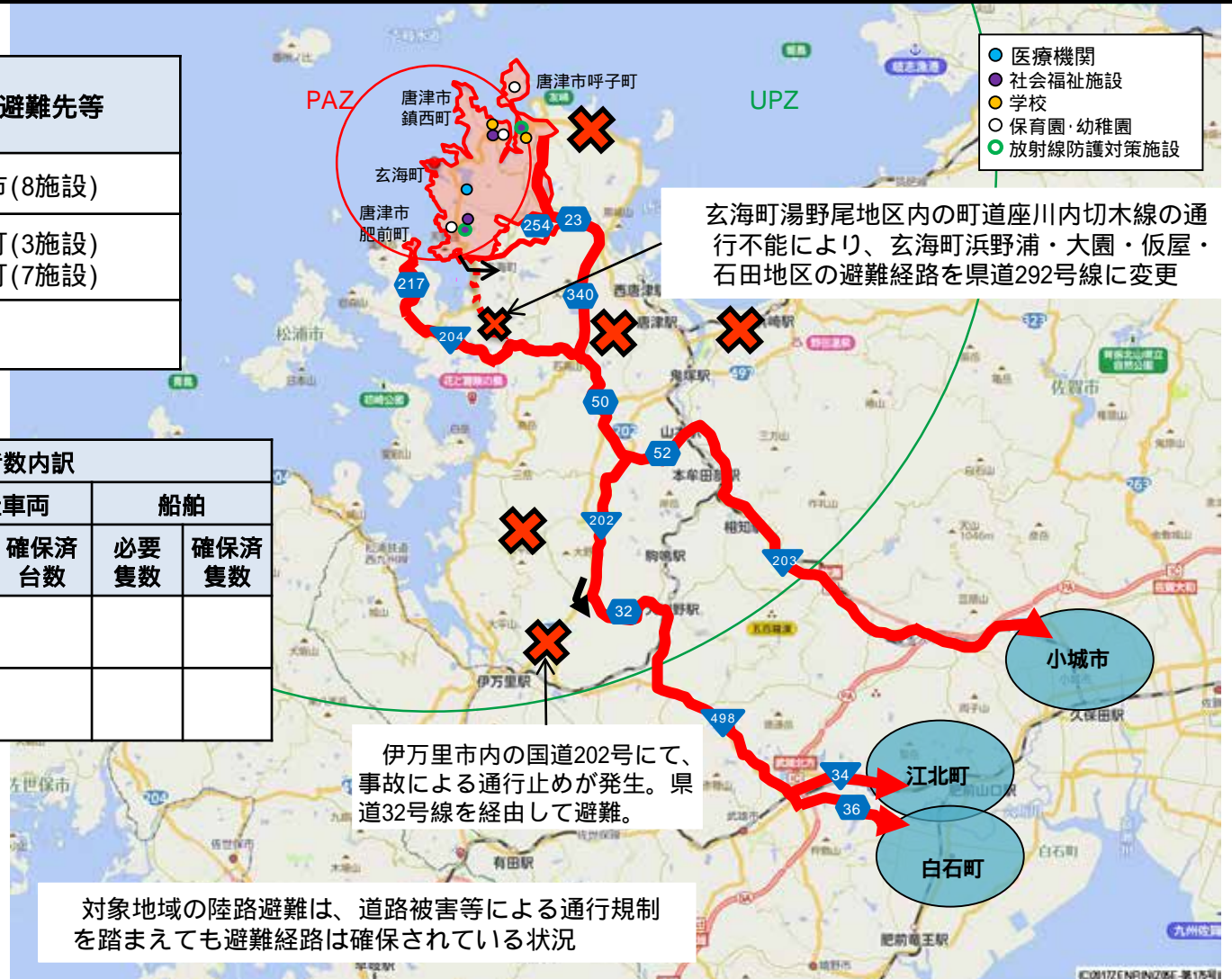
安定ヨウ素剤を携行していない者に対しては緊急配布場所(バス集合場所)において緊急配布を実施。

1. 避難等実施方針

関係自治体		対象者数		避難先等
		PAZ内一般住民		
佐賀県	玄海町	3,382人	小城市(8施設)	
	唐津市	4,065人	江北町(3施設) 白石町(7施設)	
合計		7,447人		

参考. 避難手段の確保状況

関係自治体		対象者数内訳					
		バス		福祉車両		船舶	
		必要台数	確保済台数	必要台数	確保済台数	必要隻数	確保済隻数
佐賀県	玄海町	12台	12台				
	唐津市	20台	20台				



全面緊急事態における避難の実施方針(玄海町)

資料32-2

PAZ内の玄海町における自家用車で避難できない住民は433人。
 自家用車で避難できない住民は、徒歩で各集合場所に集まり、佐賀県又は玄海町が配車した車両で、避難先である小城市へ避難。



避難の対象となる住民への措置（長崎県）

九州電力株式会社玄海原子力発電所のP A Zに準じた防護措置を実施する地域における、全ての住民を対象に避難を実施。（対象：1市（松浦市鷹島・黒島） 2,117人）

< 避難に際しての基本的考え方 >

- l 9月3日7時30分に佐賀県北部にて地震が発生。地震災害からの安全確保を優先し、安全が確保された場合にのみ防護措置を実施。
- l 9月2日9時00分から波浪注意報継続中。黒島港からの海路避難について運航管理者は現在航行できない状態との判断。

【松浦市鷹島】

- l 松浦市鷹島の住民は、波佐見町の避難先施設（3施設）へ避難を実施。避難は原則自家用車とし、困難な場合はバスを使用。
- l 安定ヨウ素剤を携行していない者に対しては緊急配布場所（各バス集合場所）において緊急配布を実施。
- l 社会福祉施設及び在宅要支援者のうち、無理に避難すると健康リスクが高まる要配慮者は、引き続き「水仙苑」において、避難に必要な準備が整うまで屋内退避を実施。なお、避難をする際には、安定ヨウ素剤の服用指示に従い、計画に定められた社会福祉施設へ避難を実施。避難にはバス及び福祉車両を使用。

【松浦市黒島】

- Ⅰ 松浦市黒島の住民(無理に避難すると健康リスクが高まる要配慮者を含む)は、黒島港からの海路避難が可能となるまでの間、黒島住民センターにおいて屋内退避を実施。気象条件の回復等により海路避難が可能となった後に波佐見町の避難先施設(3施設)へ海路及びバスによる避難を実施。

屋内退避の対象となる住民への措置

- Ⅰ 九州電力株式会社玄海原子力発電所のUPZにおける住民(PAZに準じた防護措置を実施する地域を除く)は、屋内退避を実施。(対象者数 58,169人)

全面緊急事態における避難の実施方針(長崎県)

資料34-1

長崎県松浦市鷹島（PAZに準ずる区域）の一般住民は、陸路にて避難先（波佐見町）に避難。
 長崎県松浦市黒島（PAZに準ずる区域）の一般住民は、波浪注意報発表中により屋内退避を実施（施設敷地緊急事態要避難者は継続）。天候回復後、避難体制が整い次第、海路により避難先（波佐見町）に避難予定。
 安定ヨウ素剤を携行していない者に対しては緊急配布場所（バス集合場所）において緊急配布を実施。

1. 避難等対象者数

関係自治体		対象者数		避難先等
		PAZ内一般住民		
長崎県	松浦市鷹島	2,064人	波佐見町(3施設)	
	松浦市黒島	53人	屋内退避	
合計		2,117人		

黒島には、別途施設敷地緊急事態要避難者6名あり



参考. 避難手段の確保状況

関係自治体		対象者数内訳					
		バス		福祉車両		船舶	
		必要台数	確保済台数	必要台数	確保済台数	必要隻数	確保済隻数
長崎県	松浦市鷹島	11台	11台				
	松浦市黒島	2台	2台			1隻	1隻

全面緊急事態における避難の実施方針(松浦市)

資料34-2

鷹島における自家用車で避難できない住民は479人。

鷹島の自家用車で避難できない住民は、徒歩で各集合場所に集まり、長崎県又は松浦市が配車した車両で、避難先である波佐見町へ避難。



避難の対象となる住民への措置(福岡県)

I PAZ内に対象の住民なし。

屋内退避の対象となる住民への措置

I 九州電力株式会社玄海原子力発電所のUPZにおける住民は、屋内退避を実施。
(対象：1市 14,826人(5,928世帯))



言川 紘

指 示

平成 29 年 9 月 3 日 15 時 35 分

佐賀県知事 殿
長崎県知事 殿
福岡県知事 殿
玄海町長 殿
唐津市長 殿
伊万里市長 殿
松浦市長 殿
佐世保市長 殿
平戸市長 殿
壱岐市長 殿
糸島市長 殿

内閣総理大臣 安倍 晋三

九州電力株式会社玄海原子力発電所第4号機で発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定に基づき下記のとおり指示する。

記

- 九州電力株式会社玄海原子力発電所のPAZ及びPAZに準じた防護措置を実施する地域に該当する市町の住民及び一時滞在者は、安定ヨウ素剤の配布を受け服用し、避難すること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は、引き続き屋内退避すること。また、海路による避難を実施する地域において気象条件によりその実施が困難な場合は、屋内退避をし、気象条件の回復等により安全が確保される場合には海路等による避難をすること。
- 九州電力株式会社玄海原子力発電所のUPZに該当する市町の住民及び一時滞在者は、屋内退避を実施すること。
- 屋内退避にあたっては、地震による家屋の倒壊等により自宅での屋内退避の実施が困難な場合は、地震による影響がない安全な近隣の指定避難所等における屋内

避難等の際しての基本的考え方（人命へのリスクを踏まえ、波浪及び地震からの安全確保を優先）に基づく指示

- 九州電力株式会社玄海原子力発電所のPAZ及びPAZに準じた防護措置を実施する地域に該当する市町の住民及び一時滞在者は、安定ヨウ素剤の配布を受け服用し、避難すること。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる要配慮者は、引き続き屋内退避すること。また、海路による避難を実施する地域において気象条件によりその実施が困難な場合は、屋内退避をし、気象条件の回復等により安全が確保される場合には海路等による避難をすること。
- 九州電力株式会社玄海原子力発電所のUPZに該当する市町の住民及び一時滞在者は、屋内退避を実施すること。
- 屋内退避にあたっては、地震による家屋の倒壊等により自宅での屋内退避の実施が困難な場合は、地震による影響がない安全な近隣の指定避難所等における屋内退避等を実施すること。
- 九州電力株式会社玄海原子力発電所のPAZ、PAZに準じた防護措置を実施する地域及びUPZに該当する市町の住民、一時滞在者その他公私の団体等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。

全面緊急事態における官邸の対応に係る訓練の状況

資料37

* 北朝鮮の核実験に伴う政府としての緊急事案への対処を優先するため、官邸で実施する訓練について場所と参加者を変更



原子力緊急事態宣言（総理大臣の代理として内閣府特命担当大臣（原子力防災）が、ERCで実施）



原子力災害対策本部・非常災害対策本部合同会議（場所と参加者を変更し、ERCで実施）





広報官による記者会見



プラント状況の把握



実動対処班とオフサイト総括の調整



医療班と実動対処班の調整